

平成27年3月

尼崎市 市長

## 建設工事に係る最低制限価格の設定方法の変更について

建設工事に係る最低制限価格の設定方法を、ダンピング防止対策の観点から、中央公共工事契約制度連絡協議会の平成25年5月の改正モデルに合わせる改正を行う。

### (1) 内容

ア 現行:

最低制限価格

=直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費等×0.3

(予定価格×2/3~予定価格×0.85)

イ 改正後:

最低制限価格

=直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費等×0.55

(予定価格×0.7~予定価格×0.9)

### (2) 実施時期

平成27年4月1日(同日以降に公告するものから実施する。)

### (3) 要綱

尼崎市工事請負に係る最低制限価格の設定に関する要綱(平成23年4月12日施行)

以上